



長野県報

10月9日(木)
令和7年
(2025年)
第649号

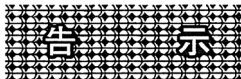
目次

告示

事務処理規則に基づく地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等の指定(人事課)	1
生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課)	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等変更の届出(地域福祉課)	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出(地域福祉課)	2
生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課)	3
自然公園法に基づく国定公園事業の変更及び図書の縦覧(自然保護課)	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(5件)(森林づくり推進課)	3
公共測量の実施(6件)(建設政策課)	6
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	7

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(5件)(産業立地・IT振興課)	8
県営土地改良事業変更計画概要書の縦覧(農地整備課)	13
県営土地改良事業変更計画の概要等(農地整備課)	13
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課)	14



長野県告示第416号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の規定に基づき、令和7年度において地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

令和7年10月9日

長野県知事 阿部守一

主要穀類産地生産性向上事業交付要綱(令和3年3月31日付け2農技第620号農政部長通知)の規定に基づく補助金(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

人事課

長野県告示第417号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和7年10月9日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
もとき薬局	上田市小島213番地1	令和7年8月1日

おかやスマイル歯科クリニック	岡谷市赤羽1丁目4-1	令和7年9月1日
かおりウィメンズクリニック	須坂市大字福島386番地1イオンモール須坂3階	令和7年9月26日
まきた眼科 須坂院	須坂市大字福島386番地1イオンモール須坂1階	令和7年9月26日
イオン薬局須坂店	須坂市大字福島386番地1	令和7年9月26日
白樺薬局	茅野市玉川3086-1-2	令和7年9月1日

地域福祉課

長野県告示第418号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和7年10月9日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名 称	住 所	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
たかのレディースクリニック	飯田市川路4938番地	たかのレディースクリニック	平岩ウィメンズクリニック	令和7年5月1日

地域福祉課

長野県告示第419号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和7年10月9日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
もとき薬局	上田市小島213-1	令和7年7月31日
市瀬整形外科	飯田市川路4825番地	令和7年8月6日
田口歯科クリニック	飯田市北方2452-1	令和7年7月31日
医療法人 小口医院	茅野市宮川4441-3	令和7年7月31日
小口医院金沢診療所	茅野市金沢2202-2	令和7年7月31日
白樺薬局	茅野市玉川3086-1	令和7年8月31日
有限会社いわかた薬局	千曲市大字戸倉1787-9	令和7年8月12日
宮島耳鼻咽喉科医院	安曇野市豊科4927-2	令和7年7月31日
ふたば元町薬局	諏訪市元町4-11	令和7年8月31日

地域福祉課

長野県告示第420号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和 7 年10 月 9 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
滝澤 祥平	長野市松代町東条3074－ 8	令和 7 年 9 月 3 日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たき接骨院	須坂市大字須坂1629－ 5	令和 7 年 9 月 3 日
たき鍼灸院	須坂市大字須坂1629－ 5	令和 7 年 9 月 3 日

地域福祉課

長野県告示第421号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第 9 条第 2 項の規定により決定した八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び諏訪地域振興局及び松本地域振興局並びに岡谷市役所及び塩尻市役所において縦覧に供します。

令和 7 年10 月 9 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 変更した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位 置
高ボッチ山園地	[区域] 岡谷市横川山及び塩尻市旧塩尻

2 変更した事項

付帯施設の追加（野営場事業）

自然保護課

長野県告示第422号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和 7 年10 月 9 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上田市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第423号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年10月9日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐久市（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
佐久市（次の図に示す部分に限る。）
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
佐久市（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第424号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年10月9日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡辰野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、辰野町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
辰野町（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第425号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年10月9日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第426号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年10月9日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上高井郡高山村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

高山村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第427号

中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年10月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 航空レーザ測量
- 2 作業期間
令和7年10月1日から令和8年3月6日まで
- 3 作業地域
下伊那郡大鹿村

建設政策課

長野県告示第428号

中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年10月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 航空レーザ測量
- 2 作業期間
令和7年10月1日から令和8年3月6日まで
- 3 作業地域
青木川流域

建設政策課

長野県告示第429号

長野県松本地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年10月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量、確定測量
- 2 作業期間
令和7年8月30日から令和8年3月10日まで
- 3 作業地域
東筑摩郡朝日村

建設政策課

長野県告示第430号

駒ヶ根市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和 7 年10月 9 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 数値地形図修正
- 2 作業期間
令和 7 年 9 月18日から令和 8 年 3 月25日まで
- 3 作業地域
駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第431号

塩尻市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和 7 年10月 9 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 3 級・4 級基準点測量
- 2 作業期間
令和 7 年 9 月10日から令和 8 年 2 月27日まで
- 3 作業地域
塩尻市

建設政策課

長野県告示第432号

千曲市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和 7 年10月 9 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 空中写真撮影、写真地図作成
- 2 作業期間
令和 7 年 8 月 8 日から令和 8 年 2 月27日まで
- 3 作業地域
千曲市

建設政策課

長野県安曇野建設事務所告示第 6 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和 7 年10月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和 7 年10月 9 日

長野県安曇野建設事務所長 林 春 樹

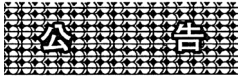
- 1 道路の種類 県道

2 路線名 大町明科線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市明科七貴4678番の1地先から 安曇野市明科中川手2740番の3地先まで	旧	m 9.7 ～ 50.6	km 1.4040
安曇野市明科七貴4678番の1地先から 安曇野市豊科光8496番地先まで		10.7 ～ 107.8	5.2672
安曇野市明科七貴4678番の1地先から 安曇野市明科中川手2740番の3地先まで	新	9.7 ～ 50.6	1.4040
安曇野市明科七貴4678番の1地先から 安曇野市豊科光8496番地先まで		11.6 ～ 105.0	5.2672

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年10月9日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デリシアガーデン安茂里
長野市大字安茂里3582番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155番地28
- 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3
株式会社丸増ストア	工藤 忠利	長野市東後町26番地1